

～建築物を建てられる人へ～

## 狭あい道路後退用地等に係る 助成金、報償金の制度が変わります

狭あい道路に面した土地で、セットバックした「後退用地」やそれに伴う「すみ切り用地」を寄附していただいた場合に、建築主などが負担する費用の一部について、助成金や報償金の支給を行っています。この助成制度などが、令和2年4月1日から変わります。

### 【主な改正内容】

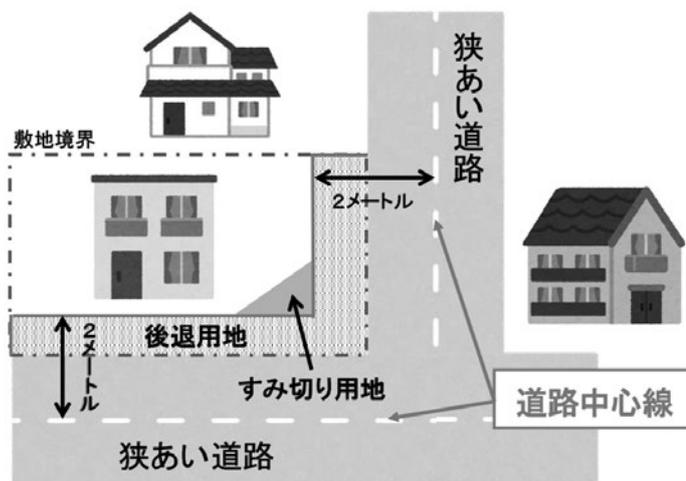
セットバックの際に支障となる物件の除却や移設、土地の整地に係る費用の一部を助成する制度を新設します。また、区域にかかわらず、土地所有者が市に後退用地を寄附する際に必要となる測量・分筆登記等を行うための費用に対する助成額を15万円を上限に支給できるように変更するなど、これまでより利用しやすい制度に改正します。

	令和2年3月31日まで(改正前)	令和2年4月1日から(改正後)
助成金	除却・整地などに係る費用についての支給なし	除却・整地などに係る費用について、1件1/2または30万円のいずれか低い額を支給する (立地適正化計画の居住誘導地域内のみ ※参照)
	測量・分筆・抵当権等の権利の抹消にかかる費用について一律5万円を支給する	測量・分筆・抵当権等の権利の抹消にかかる費用について15万円を上限に支給する
報償金	後退用地の面積に応じて支給する	後退用地の面積に応じて15万円を上限に支給する

※平成29年10月策定の「亀山市立地適正化計画」で指定された「人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、日常生活サービス機能や公共交通が持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域」のこと。詳しくは、市ホームページ(「亀山市立地適正化計画について」ページ)をご確認ください。

### 「狭あい道路」とは？ 「セットバック」とは？

幅員4m未満の道路を「狭あい道路」と呼びます。狭あい道路に接する都市計画区域内にある敷地で、建物の新築や建て替えなどを行う際は、道路中心線から2m以上後退(セットバック)して建築等を行わなければならないことが建築基準法で義務付けられています。現在接している道路の中心から2mの範囲は、住居などの建物はもちろん、ブロック塀等もつくることができません。



問合先 用地管理課管理グループ (☎84-5102)